

山梨県公報

号外第四号

令和六年

三月一日

金 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月一日

山梨県監査委員	小林 厚
同	中 込 正 純
同	卯 月 政 人
同	宮 本 秀 憲

令和5年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和5年度における定例監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和5年度定例監査実施結果【下期分】

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務				0
感染症対策センター		2		2
知事政策局				0
DX・情報政策推進統括官				0
県民生活部		6		6
男女共同参画・共生社会推進統括官				0
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化・スポーツ部		5	1	6
農政部		10		10
県土整備部		6		6
出納局				0
企業委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会		12		12
警察本部	0	113	1	114
合計	0	113	1	114

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

令和5年9月20日～令和6年1月29日

4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は、令和4年度に行われた扶養手当の支給に係る事務は適切に行われているかを重点事項として実施した。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。
 指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和5年度下期 A										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他
指摘事項		1		3	2				2	
指導事項		27	5	28	10	4	11	4	3	92
注意事項		4	5	1	3	3	15	9	9	37
合 計	0	32	10	32	15	4	26	4	14	137

令和4年度下期 B										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他
指摘事項		1		1					4	1
指導事項		19	5	44	3	6	7		5	89
注意事項		2		4	3	3	11		30	50
合 計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	146

令和5年度下期と令和4年度下期との対比 (A-B)										
区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他
指摘事項				2	2				2	1
指導事項		8		16	7	2	4	4	2	3
注意事項		2		3			4		21	13
合 計	0	10	5	17	9	2	8	4	25	19

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月1日、令和6年1月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	知事政策局 大坂事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月1日、令和6年1月19日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月27日、10月26日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
(注意事項) なし	

1) 週休日を振替休日にならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命じられた際、休日勤務手当が支給されているにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当(25/100)が誤って支給されていた。
 (注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	県民生活部 県東地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月21日、11月13日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)	
(注意事項) なし	

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
 2) 賃借物品であるノートパソコン、大判コピー機、固定電話について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。
 (注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 県南地域県民センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月20日、9月22日、令和6年1月26日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
(指摘事項) なし	

(指摘事項) 1件 (給与 1)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

① やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、週大に支給されているものがあった。

② 同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた令和5年4月1日の時間外勤務手当について、異動前の所属において当該週の3月27日を別の週の休日勤務の代休日に指定したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、週大に支給されていた。

(注意事項) なし

監査対象機関 県民生活部 富士・東部地域県民センター

監査対象期間 令和4年9月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月17日、令和6年1月26日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金
過年度分 先数 1件 108,446円

(注意事項) なし

監査対象機関 県民生活部 県民生活センター

監査対象期間 令和4年10月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月7日、令和6年1月26日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 県民生活部 総合理工学研究機構

監査対象期間 令和4年8月～令和5年9月

監査実施日 令和5年12月5日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 総務部 職員研修所

監査対象期間 令和4年10月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月7日、12月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (物品 1)

1) 前金私をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていないかった。

(注意事項) 3件 (契約 3)

監査対象機関 総務部 総合県税事務所

監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月	
監査実施日	令和5年11月22日、令和6年1月24日	
監査の結果		
(指摘事項) なし		
(指導事項) 1件 (収入 1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		
単位：円		
科目	令和4年度決算時	令和5年10月末現在
個人県民税	503,454,770	440,164,308
法人県民税	15,157,809	7,390,313
個人事業税	29,840,397	23,505,384
法人事業税	62,110,466	23,802,746
不動産取得税	32,105,336	24,705,812
自動車税種別割	40,095,412	22,552,872
自動車税(旧法による)	8,778,364	5,543,830
加算金	19,552,377	18,993,004
合計	711,094,931	566,658,269
(注意事項) なし		

監査対象機関 防災局 消防学校

監査対象期間 令和4年10月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月2日、令和6年1月29日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (契約 1)

1) 産業廃棄物の処理委託契約書において、債務負担行為の設定によらず自動更新条項により契約を更新していた。

(注意事項) なし

監査対象機関 福祉保健部 中北保健福祉事務所

監査対象期間 令和4年9月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月30日、令和6年1月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

父子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 3件 4,278,000円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 22,454,644円 令和5年度分 192,683円 合計 先数 41件 22,647,327円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 6件 268,505円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)

監査対象機関 総務部 職員研修所

監査対象期間 令和4年10月～令和5年8月

監査実施日 令和5年11月7日、12月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

父子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 3件 4,278,000円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 22,454,644円 令和5年度分 192,683円 合計 先数 41件 22,647,327円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 6件 268,505円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分	先数 5件	1,922,417円
④募帰福祉資金貸付金償還金 (利子)		
過年度分	先数 2件	83,292円
〔注意事項〕 なし		

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、令和6年1月24日
監査の結果	

〔指摘事項〕 なし
〔指導事項〕 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
〔特別会計〕
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 3,055,347円 令和5年度分 164,331円 合計 先数 8件 3,219,678円
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 98,321円
〔注意事項〕 なし

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月19日
監査の結果	

〔指摘事項〕 なし
〔指導事項〕 3件 (収入2、支出1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
〔一般会計〕
生活保護費返還金
過年度分 22,367,636円 令和5年度分 704,792円 合計 先数 63件 23,072,328円
〔特別会計〕
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 4,113,168円 令和5年度分 389,078円 合計 先数 15件 4,502,246円
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 8,458円

2) 現金の出納をしたときは、現金出納簿は財務規則第44条第5項により現金収支月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金収支月計表が作成されていないものがあった。

3) 山梨県精神障害者等社会適応訓練事業において、協力事業所は訓練を実施した日の属する月の翌月10日までに訓練実績を報告するとともに、協力奨励金を請求書により請求するものと実施要綱で定められているが、期限までに報告書の提出及び協力奨励金の請求がなされなかった。

〔注意事項〕 なし

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月29日、令和6年1月15日
監査の結果	

過年度分	先数 26件	28,277,838円
生活保護費返還金		
〔特別会計〕		
①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)		
過年度分 16,107,239円 令和5年度分 800,679円 合計 先数 37件 16,907,918円		
②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)		
過年度分 146,230円 令和5年度分 80円 合計 先数 5件 146,310円		
③父子福祉資金貸付金償還金 (元金)		
過年度分 先数 1件 76,400円		
④募帰福祉資金貸付金償還金 (元金)		
過年度分 先数 2件 862,081円		
⑤募帰福祉資金貸付金償還金 (利子)		
過年度分 先数 1件 38,625円		

2) 次のれい入金について、予備監査日現在収納されていないものがあった。

生活保護費 (生活扶助費)

令和5年度分 先数 1件 26,489円

3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じた額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。

〔注意事項〕 なし

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月24日、12月20日
監査の結果	

〔指摘事項〕 なし
〔指導事項〕 2件 (給与1、契約1)
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。
2) 福祉プラザLED照明改修工事契約において、財務規則第114条第1項に定める期日を超えて契約締結されていた。
〔注意事項〕 なし

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月28日、令和6年1月18日
監査の結果	

〔指摘事項〕 なし
〔指導事項〕 3件 (収入1、給与1、物品1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①児童福祉施設費負担金
過年度分 991,572円 令和5年度分 35,250円 合計 先数 4件 1,026,822円
②あけぼの医療福祉センター使用料

過年度分 2,050,867円 令和5年度分 42,780円 合計 先数 5件 2,093,647円
 2) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区
 分を誤り、時間外勤務手当を過小に支給していた。
 3) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないもの
 があった。
(注意事項) 1件(契約1)

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月14日、令和6年1月18日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が
 38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得
 た額が時間外勤務手当として支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことに
 より、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつ
 た。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
 1) 令和5年度の会計年度任用職員の報酬について、控除する必要のない健康保険料を控除した
 ため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月12日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月13日、11月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月21日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更がで
 きない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの
 給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給
 されていないものがあつた。
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月11日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 児童福祉施設費負担金
 過年度分 先数 5件 535,890円
(注意事項) 1件(収入1)

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月23日、12月20日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(物品1、契約1)
 1) 郵便切手類受払簿の監査日現在における残高が現物の有高と相違していた。
 2) 個人情報を取り扱う事務の委託基準の一部改正(個人情報保護責任者の報告等)が令和5年
 4月1日に施行されたにもかかわらず、次の長期継続契約に係る契約書の個人情報取扱特記事

項について、変更の手続きが行われていなかった。
 ①山梨県立こころの発達総合支援センター検体検査業務委託契約書
 ②山梨県立こころの発達総合支援センター生理解能データベースシステム保守点検業務委託契約書
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童福祉施設費負担金
 過年度分 先数 2件 108,387円
 2) 令和4年度子ども心理治療センターデータベースバイザー招聘事業の報酬費に係る所得税の還付金について、令和5年4月に税務署から還付された際に速やかに令和4年度予算への更正処理を行うべきところ、これを怠り予備監査日現在雑部金に滞留していた。
(注意事項) なし

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月27日、12月22日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (重点事項1)
 1) 扶養手当の認定において、支給開始月の認定に誤りがあり、過少に支給されているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所 (防災局と共管)
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月29日、10月27日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。
 ①あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.000の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。
 ②あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.000の割合を乗じて得た額を支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。
(注意事項) 3件 (重点事項1、契約2)

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
--------	-------------

監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月31日、令和6年1月29日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (物品1)
 1) 電波暗室の調達について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める議会の議決が必要な予定価格7千万円以上の財産の買入れにも関わらず、議決前に契約を締結していた。
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)
 1) 次の特許権について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われておらず、公有財産台帳に登録されていなかった。
 ①発酵ゆば食品
 ②白色革の製造方法
 ③フックス模型の作製方法
 2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。
(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月24日、11月29日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (収入2、給与1、契約1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 過年度分 先数 1件 675,000円
 2) 令和5年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。
 3) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。
 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.000の割合を乗じて得た額が支給されていたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。
 ②週休日と振替休日にならない休日とが重なる日において、代休日の指定のみ行い、週休日の振替を行わなかったにも関わらず、該当日に勤務した時間に係る手当が支給されていたかつ

た。
4) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 岐阜高等技術専門学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(収入1)	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月31日、12月22日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(物品1)	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月28日、10月27日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日
	監査の結果

(指摘事項) 1件(物品1)
1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、収蔵品の確認を一部しか実施しておらず、油絵1点、銅版画1点について所在不明となっていた。
(指導事項) 2件(給与1、契約1)
1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を支給されていた時間外勤務手当について、当該週に休日があったこと、または別の週の休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間があらかじめ割り振られた勤務時間を超えておらず、過大に支給されているものがあった。
2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月20日、12月20日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件(給与1、物品1、契約1)
1) 週休日の振替において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
2) 借入物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び占有物品払出調査が作成されていないものがあった。
3) 山梨県立博物館総合情報システム保守及び運用支援業務契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県立博物館副館長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館(埋蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月8日、令和6年1月11日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月16日、令和6年1月25日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(契約1)
1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月1日、令和6年1月11日
	監査の結果

(指摘事項) 1件(給与1)
1) 昨年度の定例監査において、旅費支払いの際にJR往復同一区間かつ片道60.1km以上の乗車費に対して往復割引を適用していないことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に往復割引を適用していないことがあった。
(指導事項) 1件(収入1)
1) 令和5年度の自動販売機設置に係る県有財産貸付料について、測定が遅延していた。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月26日、10月30日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(工事1)
	1) フロック積み修繕工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等は実施されていたが、同法第11条に定める分別解体等の計画等に関する通知が行われていなかった。
(注意事項)	なし

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校(林政部と共管)
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月17日、令和6年1月17日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(給与1)
	1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。
(注意事項)	1件(収入1)

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和4年7月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月5日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件(給与1、契約2)
	1) 週休日の振替において、振替を行ない勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。 2) 山梨県死亡牛産肉業務委託契約書において、契約解除に伴う前金払委託料の返納金を期限までに支払わなかった場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 3) 産肉屠殺物収集・運搬委託契約書に添付することとなっている産肉屠殺物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途となっているものがあり、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。
(注意事項)	1件(契約1)

監査対象機関	農政部 畜産部農技術センター(長坂支所を含む)
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月

監査実施日	令和5年10月11日、11月20日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件(収入2、給与1)
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円 2) 令和5年度特別高圧送電線用鉄塔敷等の行政財産使用料について、調定が遅延していた。 3) 児童手当について、認定請求書に基づき認定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第2条第3項に定める認定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
(注意事項)	なし

監査対象機関	農政部 水産技術センター(忍野支所を含む)
監査対象期間	令和4年7月～令和5年6月
監査実施日	令和5年9月28日、10月26日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	4件(収入2、財産2)
	1) 令和5年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。 2) 令和4年度の水産技術センター職員宿舎入居料の算定について、建物の経過年数適用に誤りがあり、入居料が過小に徴収されていた。 3) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和3年度以前の未登記 2筆 4) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項)	なし

監査対象機関	農土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月6日、令和6年1月19日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(給与1)
	1) 週休日と振替休日と重ならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日(代休日)の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項)	4件(重点事項1、支出1、物品1、契約1)

監査対象機関	農土整備部 広瀬・翠川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(収入1)
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,612,241円

監査対象機関	農土整備部 広瀬・翠川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件(収入1)
	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 13,612,241円

(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月4日、令和6年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 リニア用地事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月3日、11月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 用地交渉手当について、誤って宿日直手当として処理し、過大に支給されているものがあった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月26日、令和6年1月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (給与1)	
1) 管内小中学校において、扶養手当の認定対象とならない者が認定されており、過大に支給しているものがあった。(合計 131,239円)	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (支出1)	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与1、重点事項1)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の4時間の割振変更を行ったことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。	
2) 扶養手当について、支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和4年8月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月19日、12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和4年9月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月15日、令和6年1月18日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。	
①不明資料	令和元年度 39点 令和2年度 28点 令和3年度 30点 令和4年度 34点 令和5年度 20点 合計 151点

②未返却資料
 令和元年度 80点 令和2年度 48点 令和3年度 58点 令和4年度 89点
 令和5年度 3,459点(203点) 合計 3,734点
 ※令和5年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの
(注意事項) なし

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(工事1)
 1) 体育館屋根防水改修工事において、建設工事約款(R4)(小工費用)第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていないかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件(収入2、工事1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 高等学校授業料
 現年度 先数 1件 29,700円
 2) 授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項に定める出納員への督促状発付の通知の手續きが行われていなかった。
 3) 視聴覚室映像・音響設備更新工事において、次のとおり不備があった。
 ①建設工事約款(R4)(小工費用)第3条に定める工程表が提出されていなかった。
 ②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。
 ③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていないかった。また引渡の申出を書面により受けていなかった。
(注意事項) 1件(支出1)

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月26日、11月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金
 過年度分 先数 1件 89,100円
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(契約1)	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月27日、11月27日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給しているものがあった。(合計 240,428円)
(指導事項) 1件(重点事項1)
 1) 扶養手当について、次のとおり不備があった。
 ①支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。
 ②別居の父母への送金事実の確認が十分に行われていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (収入1、給与1、物品1、工事1)
 1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。
 2) 職権に基づく児童手当支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあった。
 3) 前金私をしている新聞購読料、定期刊行物購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。
 4) 本館2階防火シャッター改修工事において、次のとおり不備があった。
 ①建設工事約款(R5)(小工費用)第3条に定める工程表が提出されていなかった。
 ②同約款第9条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受け取ってなかった。
 ③同約款第1条第5項及び第29条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていないかった。
(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月30日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月25日、令和6年1月16日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。
 2) フリントのトナー等の購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあつた。
(注意事項) なし

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (収入1、給与2)
 1) 歳入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。
 2) 扶養手当について、届出の受理が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあつた。
 3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	山梨高等学校
--------	--------

監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月19日、11月29日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (収入2、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 現年度 先数1件 29,700円
 2) 歳入について、次のとおり誤りがあった。
 ①授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発行が納期限後20日以内に行われていなかった。
 ②授業料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条第3項による督促状発付の手続きが行われていなかった。
 3) 行政財産使用許可に係る使用料の算定において、使用許可期間の算定誤りにより使用料の調定額が過少となっているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 会計年度任用職員報酬に係る返納金
 過年度分 先数1件 28,912円
(注意事項) なし

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月20日、12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (重点事項1)
 1) 扶養手当について、扶養親族の要件を欠いた後も支給を継続し、過大に支給しているものがあつた。(合計330,604円)
(指導事項) なし
(注意事項) なし

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月30日、令和6年1月15日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (物品1)
 1) 図書を購入について、予定価格の合計が10万円を超えており、競争性を担保するため一括で物品要求すべきところ、分割して物品要求しているものがあつた。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	富士北陵高等学校
監査対象期間	令和4年8月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月9日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (収入1)
 1) 直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める払込期限を大幅に遅延して指定金融機関に払い込まれていた。(合計152,210円)
(指導事項) なし
(注意事項) なし

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ろろ学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月13日、11月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(支出1)	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月17日、11月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(重点事項1)	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年7月
監査実施日	令和5年10月23日、令和6年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(給与1)	
(指導事項) 2件(支出1、給与1)	
1) 令和5年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。	
2) 会計年度任用職員の報酬について、支給が遅延しているものがあつた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじぞくら支援学校
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(給与1、物品1)	
1) 休休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものや過少に支給されているものがあつた。	
2) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	
(注意事項) 2件(物品1、契約1)	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和4年11月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月1日、令和6年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桜花台学園
監査対象期間	令和4年9月～令和5年10月
監査実施日	令和6年1月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 収入の徴収事務を私人に委託しようとするときは、財務規則第47条に基づき会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売払代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。	
(注意事項) 1件(重点事項1)	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和4年11月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月2日、令和6年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月9日、令和6年1月15日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月9日、令和6年1月17日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	諏訪警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (契約1)
 1) 土地賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に予算の範囲において給付を受けるという解除権を留保した条項が設けられていないものがあった。
 (注意事項) なし

監査対象機関	南都警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月10日、令和6年1月16日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月

監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和4年9月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年9月
監査実施日	令和5年12月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和4年10月～令和5年8月
監査実施日	令和5年11月10日、12月21日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

第2 令和5年度定例監査実施結果

令和5年度の定例監査の実施結果は、上期公表分(山梨県公報号外第46号、令和5年11月29日発行)と今回分(下期公表分)を合わせ、次のとおりである。

1 監査実施機関数

令和5年度の定例監査対象機関数は268機関で、前年度と比べ3機関減少している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	2			2
感染症対策センター	2			2
知事政策局	7	2		9
D・X・情報政策推進統括官	1			1
県民生活部	7	6		13
男女共同参画・共生社会推進統括官	1			1
総務部	8	2		10
防災保健部	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業労働部	5	6		11
観光文化・スポーツ部	7	5	1	13
農政部	9	14		23
県土整備部	16	14		30
出納局	3			3
企業納局	3	4		7
教育委員会	9	44		53
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	134	133	1	268

※参考 令和4年度監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	133	136	2	271

2 監査結果

令和5年度定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和5年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	2	4	2	1			3		13
指導事項		71	13	44	20	19	26	6	3		202
注意事項		10	9	1	7	1	28	3	11		70
合計	0	82	24	49	29	21	54	9	17	0	285

令和4年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	1	1					4	2	10
指導事項		64	13	67	12	20	16	1	7		200
注意事項		6	5	6	6		26	2	33		84
合計	0	72	19	74	18	20	42	3	44	2	294

令和5年度と令和4年度との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1	1	3	2	1			▲1	▲2	3
指導事項		7		▲23	8	▲1	10	5	▲4		2
注意事項		4	4	▲5	1	1	2	1	▲22		▲14
合計	0	10	5	▲25	11	1	12	6	▲27	▲2	▲9

第3 令和5年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査テーマ

扶養手当の支給に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査目的

職員の給与及び諸手当の支給については、山梨県職員の給与に関する規則等に基き行われ、扶養手当については、職員の届出に係る事実及び手当額を認定することにより支給されている。認定後においても支給要件を具備しているか、手当額が適正であるかを随時確認することとされており、その一環として認定後の確認が例年7月から9月にかけて実施されている。

しかしながら、令和4年度の定例監査においては、扶養手当の認定対象とならない者を認定し、その後の確認も適切に行われていなかったことから、手当額を過大に支給し、過大支給額が多額であったため指摘事項とした事例があった。また、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったものなど過去と同様の指導事項が複数の機関で見られた。

このため、扶養手当の支給に係る事務処理を重点的に監査することにより、その事務処理の適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の運用にも寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査実施期間

令和5年4月20日～令和6年1月29日

(2) 監査の着眼点

① 扶養手当の認定及び支給は、適切に行われているか。

② 扶養手当に係る確認は、適切に行われているか。

(3) 監査方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調査書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により事務処理の状況を確認した。

(4) 監査対象事務

令和4年度に行われた扶養手当の支給に係る事務

3 監査結果

(1) 扶養手当の支給に係る事務の実施状況について

扶養手当の認定及び支給については、山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例並びに山梨県職員の給与に関する規則、山梨県学校職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則等（以下「諸規程」という。）に基づき事務が行われている。また、認定後においても諸規程に基づき支給要件を具備しているか、手当の額が適正であるかを随時確認することとされており、各任命権者からの通知により、年1回、所得証明書等の証拠書類を提出させ、支給の妥当性について、認定後の確認事務が行われている。

令和4年度においては、151機関（本庁50機関、出先機関101機関）で扶養手当の支給事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区分	監査対象機関数	令和4年度 支給職員数	令和4年度 認定件数
(1) 本庁	50	1,382	368
(2) 出先機関	101	2,286	685
合計	151	3,668	1,053

(2) 扶養手当の支給に係る事務処理について

扶養手当の支給に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

① 認定対象とならない者を扶養親族としていたもの

② 扶養親族届の提出がないまま認定されていたもの

③ 支給開始月や終了月を誤り、過大・過少支給されているもの

④ 共同扶養の認定後の確認について、住民票上の世帯主でない場合に必要となる他の共同扶養者の年間収入を確認する書類がなく、主たる扶養者であることの確認ができないもの

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和5年度における定例監査の結果に関する報告に添えて提出する総括的な意見は、次のとおりである。

(1) 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和5年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が3件、指導事項が2件増加、注意事項が14件減少し、全体では9件減少しているが、重点事項を除いた比較では18件増加している。

指摘事項については、扶養手当の過大支給や、国庫支出金に係る不適切な事務処理、同一機関において前年度の指導事項と同様の不適切な事務処理があったものなどが確認された。

また、指導事項については、今年度も多数の機関で、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、管理職員や担当職員の各業務に係る制度等への一層の理解促進はもとより、内部統制制度の適切な運用によるチェック体制の強化を図るなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

なお、年度開始当初から委託業務を開始する必要がある場合などにおいて、やむを得ず年度開始前から見積書の徴取や業者の選定を行っているものがあり、こうしたものについては債務負担行為や契約準備行為等により対応されているが、規程等と実際の事務処理に齟齬があるものがあつた。このため、制度所管課においては、事務が適切に行われるよう効率性も考慮する中で規程等や事務処理の見直しを図られたい。

(2) 備品の現品確認の適正化について

備品の現品確認が一部しか実施されておらず、一部の備品が所在不明となつている事例があつたが、膨大な数の備品があり財務規則の運用通知に定める現品確認の報告を期限（毎年9月30日）までに行うことが困難な場合など、財務規則の定めによりがたい特段の事情がある場合は、財務規則第276条第2項に基づき出納局管理課への協議を行うなど、適正かつ効率的な事務処理が行われるよう検討されたい。

(3) 工事執行手続きの適正化について

工事に関する法令等に基づき必要となる手続きが行われていない事例が多数あつたが、工事執行に不慣れた機関においても適正な事務処理が行われるよう制度の周知や支援体制の強化を図られたい。

(4) 電子決裁化への対応について

令和4年2月から財務会計書類の電子決裁化が開始され、令和5年7月には財務会計書類について、一部の例外を除き原則電子回議の方法によるとされた。

その際、電子決裁における添付文書が必要最低限とされたため、財務規則等で定められている書類が添付されておらず、監査時に確認できないものがあつた。

今後、電子決裁化を円滑に進めるためにも、業務の効率化を図りながら適正な財務事務の執行が確保できるよう、起案等に必要添付書類について精査し、明確に示されたい。

(5) 扶養手当認定・確認事務における統一的なチェックリストの作成について（重点事項）

扶養手当については、認定事務が年に数件程度、認定後の確認事務は基本的に年1回行われるだけであり、担当者に支給要件などに関する十分な知識がないまま処理が行われていることなどが事務の誤りの要因になっていふと思慮される。

また、一部の部局や機関において、独自にチェックリスト等を作成し、確認事務が行われているが、こうしたチェックリストの中には、共同扶養者や学生である子の所得確認が不十分な事例も見られた。

このため、制度所管課においては、適切な事務処理が効率的・効果的に行われるよう、扶養手当の概要を周知・徹底するとともに、適正かつ統一的なチェックリスト等の作成・配布について検討し、再発防止に努められたい。

令和5年度 財政的援助団体等監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

- 1 **監査対象団体及び着眼点**
 監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点、共通する着眼点を次のとおりとした。
 - (1) 監査対象団体及び主な着眼点
 ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）
 - ・ 出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
 - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。
 イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）
 - ・ 補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・ 補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
 - ・ 補助金等の目的が達成されているか。
 ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）
 - ・ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
 - ・ 委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
 - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。
 エ 共通する着眼点
 出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。
 - (2) 監査実施団体
 監査対象団体の中から、次の17団体を選定し監査を実施した。
 - (1) 出資団体（10団体）
 - 公益財団法人 山梨県国際交流協会
 - 公立大学法人 山梨県立大学
 - 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
 - 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
 - 株式会社 清里の森管理公社
 - 公益財団法人 山梨県スポーツ協会
 - 公益財団法人 山梨県農業振興公社
 - 公益財団法人 山梨県子牛育成協会
 - 山梨県道路公社
 - 公益財団法人 やまなし文化学習協会
 - (2) 補助金等交付団体（2団体）
 - 山梨交通 株式会社【山梨県バス運行対策費補助金】
 - 山梨県高等学校体育連盟【山梨県学校体育団体等関係事業費補助金】
 - (3) 公の施設管理団体（5団体）
 - 合同会社 丹音やまなし【リニア見学センター】
 - やまなしデザインセンター推進共同事業体【やまなし地域づくり交流センター】
 - 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会【あゆみの家、青精福祉センター成人寮・児童寮】
 - 株式会社 富士グリーンテック【飯田野球場、御勅使南公園】
 - 美務建設 株式会社【特定公共賃貸住宅(甲府市内)、準特定優良賃貸住宅(甲府市内)、県営住宅(甲府市内9団地)】

3 監査対象期間
令和4年度

4 監査実施期間
令和5年9月15日～令和6年1月16日

5 監査方法
監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果区分
監査結果は次のとおり区分した。
 ・ 指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 ・ 指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 ・ 注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法
指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
 注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。
 併せて、所管部局等に監査結果を周知し、再発防止に向けた指導を要請する。

8 監査結果
財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。
 監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

・ 指摘事項	2件
・ 指導事項	31件
・ 注意事項	11件

9 監査実施団体ごとの監査結果
別紙1のとおりである。

10 監査結果に基づく意見
地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。
 なお、個別の意見の内容については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。
 (1) 個別の意見
別紙2のとおりである。
 (2) 総括的な意見
今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや、会計処理の誤りにより財務諸表等が正しく作成されていないもの、また、指定管理施設の管理運営業務仕書等に定められた事務処理が行われていないものなどが見受けられた。
 所管課においては、団体に對し、今回の指摘事項、指導事項及び注意事項について事務改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	知事政策局 国際戦略グループ
監査実施日	令和5年10月6日
事業の概要	県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流の推進に関すること (2) 国際協力の推進に関すること (3) 多文化共生の推進に関すること (4) 海外山梨県人会との連携に関すること (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること (6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること
財政的援助等の内容	〔出損金〕(出捐率 79.8%) 200,100,000 円 〈公の施設管理〉 山梨県立国際交流センター 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料(令和 4 年度) 37,055,000 円
監査の結果	指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	令和5年10月25日、26日 令和5年12月19日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	〔出資金〕(出資率 100.0%) 7,152,075,733 円 〔交付金〕(公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(標準運営費交付金) 934,360,000 円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(特定運営費交付金) 88,689,504 円 〔補助金〕公立大学法人山梨県立大学施設整備費補助金 94,600,000 円 公立大学法人山梨県立大学授業料等減免事業費補助金 66,993,800 円 感架管理設定看護師教育課程開設事業費補助金(教育課程開設準備補助金) 40,000,000 円 看護職員専門分野研修事業費補助金 2,352,000 円 新型コロナウイルスワクチン接種接種促進事業費補助金 918,000 円
監査の結果	〔指図書事項〕 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により金額等にかかわらず契約書を作成しなければならぬが、池田キャンパス4号館3階・4階の改修事に伴う廃棄物処理契約について、契約書を作成していなかった。

〔指図書事項〕	1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 授業料 535,800 円 2 契約書に次のとおり不備があった。 ①契約事務取扱規程において、落札決定の通知をした日から7日以内に契約を締結しなければならぬと定められているが、7日を超えた日に締結しているものがあった。 ②契約書に定める工事開始日より後に契約を締結しているものがあった。 ③工事請負変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。 ④請書に履行期限や契約日の記載のないものがあった。 3 学生ボランティアの謝礼として、QUOカードを令和4年7月に購入し、全額を費用処理していたが、年度末未使用残高について貯蔵品として資産計上していなかった。 〈注意事項〉 なし
---------	---

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課
監査実施日	令和5年11月13日、14日 令和6年1月16日
事業の概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 (1) 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム・児童養護施設・特別養護老人ホーム・障害者支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業・老人短期入所事業・障害福祉サービス事業・老人居宅介護等事業・相談支援事業の経営
財政的援助等の内容	〔出資金〕(出資率 69.8%) 13,300,000 円 〔補助金〕老人福祉施設等防災減災対策推進事業費補助金 11,800,000 円 社会福祉施設等エテロノル感染症対策強化事業費補助金 7,537,000 円 障害者支援施設における感染対策環境整備事業費補助金 7,500,000 円 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 6,437,000 円 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金 3,580,000 円
監査の結果	〔指図書事項〕 なし 〔指導事項〕 1 令和4年12月に完了している給水加圧ポンプ入替工事について、令和4年度の修繕費に計上されていたがなかった。また、契約書に定める工事開始日より後に契約を締結していた。 2 貯蔵品として郵便切手及び灯油の年度末残高を貸借対照表に計上しているが、正しく記載されていなかった。 3 経理規程施行細則において、契約その他支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為の同一により決裁を受けなければならないとされているが、可燃物の廃棄物収集運搬業務委託に関する支出負担行為の同一及び契約締結は行われていたものの、可燃物の収集運搬業務委託が支出負担行為の同一がないうまま行われていた。 〈注意事項〉 1件
監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和5年12月1日、4日 令和6年1月11日

<p>事業の概要</p>	<p>山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 医療を提供すること (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p>
<p>財政的援助等の内容</p>	<p>〔出資金〕 (出資率 100.0%) 243,220,940 円 〔補助金〕 新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金 844,712,000 円 トクターへーリ運用事業費補助金 270,985,000 円 新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費補助金 108,504,000 円 二次救急病院等感染症拡大防止支援事業費補助金 25,558,000 円 感染症専門医養成事業費補助金 24,994,000 円 看護職員等処遇改善事業費補助金 23,569,000 円 周産期母子医療センター運営事業費補助金 16,799,000 円 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 12,751,000 円 がんゾノム医療推進事業費補助金 12,593,430 円 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 6,000,000 円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 5,938,000 円 新型コロナウイルス感染症医療従事者応援事業費補助金 5,450,000 円 特定行為研修受講促進事業費補助金 4,680,000 円 分岐手当等支給事業費補助金 3,680,000 円 救急搬送受入支援事業費補助金 3,541,000 円 感染管理認定看護師教育課程開設事業費補助金 2,790,000 円 新人看護職員卒後研修事業費補助金 1,282,000 円 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金 1,124,150 円 感染管理認定看護師教育課程受講促進事業費補助金 225,000 円 県立病院機構運営費負担金 763,000,000 円 〔貸付金〕 県立病院機構運営費負担金 3,234,752,000 円 〔負担金〕 エイズ治療中核拠点病院事業費負担金 306,742 円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>〔指摘事項〕 なし</p> <p>〔指導事項〕 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 中央病院 130,807,232 円 北病院 17,759,092 円 合 計 148,566,324 円</p> <p>2 工事請負契約について、次のとおり不備があった。 ① 予定価格調書の入札書比較価格を上回る金額で落札されているものがあつた。 ② 建設工事請負契約約款において、受注者は契約締結と同時に保証を付さなければならぬとされているが、保証が付される前に契約締結をしているものがあつた。 ③ 事務決裁規程により、病院に係る工事完成期間の延期は院長の専決事項とされているが、事務局長の決裁になつていないものがあつた。 ④ 工事請負変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。 ⑤ 予定価格調書は作成されていたが、封書にされていないものがあつた。 3 契約書に次のとおり不備があつた。 ① 請求及び支払の条項において、支払金額が消費税及び地方消費税を加算した金額になつ</p>

<p>事業の概要</p>	<p>山梨県が地域振興のため実施する県有林野高度活用事業の主旨に沿い、保健休業施設「清里の森」の管理運営を行うため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 県有施設の管理及び経営受託 (2) 別荘等の管理受託 (3) 不動産の斡旋及び仲介 (4) 森林の管理受託及び林産物の販売 (5) 広告、宣伝業務 (6) 料理飲食業の経営 (7) 観光土産品、地域特産品の製造及び販売 (8) 煙草、酒類、食料品及び日用雑貨品の販売 (9) 損害保険の代理 (10) その他、会社の目的を達成するために必要な業務</p>
<p>監査対象団体</p>	<p>株式会社 清里の森管理公社 林政部 県有林課</p>
<p>監査実施日</p>	<p>令和5年10月13日 令和5年11月17日</p>
<p>財政的援助等の内容</p>	<p>〔出資金〕 (出資率 45.0%) 4,500,000 円 〔補助金〕 森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金 1,264,000 円</p> <p>〔指摘事項〕 前回の監査において、貸倒引当金について、個別注記表で法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討した計上していることあつたが、長期未収入金の貸倒引当金について、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指摘事項とした。 今回の監査においては、前回指摘した長期未収入金は、貸倒懸念債権として債権の50%相当額を貸倒引当金として処理していたが、その他の長期未収入金については、法人税法の規定による繰入率(1000分の6)によつて計上されていた。その中には貸し倒れの可能性が高い長期未収入金が含まれており、債権の内容を検討した貸倒引当金の計上がされていないものがあつた。</p> <p>〔指導事項〕 1 長期未収入金が、決算日現在、次のとおり認められた。 共益費 7,449,190 円 委任業務料 13,200 円 合 計 7,462,390 円</p> <p>2 財務規程において、収入金は入金の日翌日から起算して取引金融機関の3営業日までに預け入れることが原則とされ、収納した金額が5万円に達するまでは7日分までの金額を取りまとめ預け入れることができることとされているが、規程に定めた期間内に取引金融</p>
<p>監査の結果</p>	<p>していないものがあつた。 ② 履行遅延違約金の条項において、会計規程に定める民法の法定利率になつていないものがあつた。 ③ 延滞違約金の条項において、消費税及び地方消費税を含む契約金額を元に違約金を算出する内容になつていないものがあつた。 ④ 契約事務取扱規程に定める見積書を徴していないものがあつた。また、見積合わせが省略できる理由に該当しないにもかかわらず、単独随意契約で契約していたものがあつた。 4 会計規程において、請求書の納期限は、特に定めがあるときを除き発行日から25日以内の日とされているが、25日を超えた日を納期限としている請求書があつた。 5 アンテナ基地局設置に伴う電気料金負担金について、電気料単価及び支払時期が契約書で定められる内容と相違していた。 <注意事項> 1件</p>

機関に預け入れられていないものがあつた。 3 別荘所有者から徴収する共益費及び特別管理費の不足分を未収入金として計上すべきところ、仮払金に計上されているものがあつた。 〈注意事項〉 なし

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日 事業の概要	公益財団法人 山梨県スポーツ協会 観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課 令和5年11月7日、8日 令和6年1月16日 山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること (7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあつた個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと
-------------------------------------	--

財政的援助等の内 容	<p>[出捐金] (出捐率 86.8%) 200,050,000 円</p> <p>[補助金] 公益財団法人山梨県スポーツ協会事業費等補助金 143,836,954 円</p> <p>〈公の施設管理〉 山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 指定管理料 (令和4年度) 79,593,603 円 山梨県小瀬スポーツ公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和4年度) 476,725,000 円 山梨県富士北麓公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和4年度) 97,289,031 円 山梨県立八代射撃場 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料 (令和4年度) 5,378,683 円</p>
------------	--

監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項] 1 指定管理業務の中で購入した備品について、県からの購入承認通知において県に報告することとされているが、報告していなかった。(小瀬スポーツ公園) 2 事業費等補助金交付要綱に「各補助対象事業において、交付決定額の10%又は百万円を超えないすべからぬ額の不用額が見込まれることになった場合は、速やかに事業内容変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない」とされているが、交付決定の全額が不用となったスポーツ少年団全国大会派遣に係る事業において、事業内容変更承認申請書が提出されていなかった。</p> <p>〈注意事項〉 1件</p>
-------	--

監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日 事業の概要	公益財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 担い手・農地対策課 令和5年10月16日、17日 令和5年11月28日 本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 (1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であつて、次に掲げるもの 農地中間管理に関する事業 農地売買等に関する事業 農用地等の整備に関する事業 農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業 農業改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業 土地改良事業及び農業者の育成・確保に関する事業であつて、次に掲げるもの 青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 就業希望者に対する就業相談活動に関する事業 就業支援資金の貸付等に関する事業 (2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であつて、次に掲げるもの 就業希望者に対する就業相談活動に関する事業 就業支援資金の貸付等に関する事業 (3) 農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であつて、次に掲げるもの 農産物奨励品種等の増殖、供給に関する事業 農産物奨励品種等の増殖、供給に関する事業 (4) 農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であつて、次に掲げるもの 中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業 山梨県植物防疫協会の事務局業務の受託に関する事業 (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業
-------------------------------------	---

財政的援助等の内 容	<p>[出捐金] (出捐率 68.6%) 451,500,000 円</p> <p>[補助金] 山梨県農地集積 集約化対策事業費補助金 68,132,466 円 山梨県就業支援センター事業費補助金 3,582,552 円 山梨県シニア世代就業促進事業費補助金 3,039,578 円 やまなしあぐりセンター設置事業費補助金 8,964,586 円 山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金 3,778,186 円 赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金 2,744,965 円 [貸付金] 農地保有合理化促進事業費補助金 133,793,000 円 [損失補償] 農地保有合理化促進事業 127,793,000 円</p>
------------	--

監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項] 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 就業支援資金貸付金 2,123,000 円 農地中間管理事業に係る賃料 486,777 円 合計 2,609,777 円 2 収入印紙の未使用分について、年度末残高が資産計上されていなかった。 3 財産の管理及び資金の運用等に関する規程に、公社の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産とするとされ、財産管理責任者は、別記様式に定める財産管理台帳により公社の財産を適切に管理しなければならないとされているが、財産管理台帳の様式は定められておらず、基本財産等の金融資産に係る令和4年度の台帳が作成されていなかった。</p> <p>〈注意事項〉 1件</p>
-------	--

監査対象団体 所管部(局)課	公益財団法人 山梨県子午育成協会 農政部 畜産課
-------------------	-----------------------------

監査実施日	令和5年9月28日
事業の概要	山梨県内の子牛の生産・育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。 (1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務受託事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	【出資金】 (出捐率 100.0%) 10,000,000 円 <公の施設管理> 山梨県立まきば公園 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料 (令和 4 年度) 18,280,000 円 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 指定管理料 (令和 4 年度) 211,877,000 円
監査の結果	【指導事項】 なし 【指摘事項】 なし 1 消費税及び地方消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。 ①課税対象外とすべき一部の収入取引を課税売上としていた。 ②軽減税率を適用すべき課税仕入れに標準税率を適用していた。 2 貯蔵品として計上された医薬材料費の金額に誤りがあった。また、医薬材料の在庫管理において受払簿の数量及び単価が棚卸表と相違しているものがあった。 <注意事項> なし

監査対象団体	山梨県道路公社
所管部(局)課	県土整備部 道路整備課
監査実施日	令和5年10月11日
事業の概要	山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。 (1) 有料道路事業 富士山有料道路 (富士スバルライン) 及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周辺設備の維持管理等 (2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受け、新山梨環状道路高架下の「田宮高架下駐車場」及び「小井川駐車場」並びに国道 411 号城東大橋高架下の「城東大橋駐車場」の管理・運営 (3) 受託事業 一般県道富士河口湖富士線除雪業務の受託、国道 140 号の維持管理業務及び維持修繕業務の受託
財政的援助等の内 容	【出資金】 (出資率 50.0%) 612,500,000 円 【補助金】 富士山有料道路管理費補助金 80,669,290 円 【指撥事項】 なし
監査の結果	1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 【指導事項】

監査実施日	令和5年9月20日、21日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	【出資金】 (出捐率 50.0%) 15,000,000 円 <公の施設管理> 山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料 (令和 4 年度) 103,495,669 円
監査の結果	【指導事項】 なし 1 郵便切手類受払簿において、切手を受け入れた日に記載していないものがあった。 2 貸借対照表上の普通預金と金融機関の残高証明書との金額が一致していないものがあった。 3 委託業務契約において、次のとおり不備があった。 ①森の教室緑地管理等業務委託契約において、単価契約を締結しているが予定数量が記載されていない運搬業務について、受託者からの請求に基づき支払われていた。 ②森の教室年間行事作業補助業務委託契約において、支出負担行為同一や見積書に記載されていない運搬業務について、受託者からの請求に基づき支払われていた。 4 消費税及び地方消費税の申告において、課税対象外とすべき一部の取引を誤って課税売上としていた。 <注意事項> 2件

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課 (出捐金)、男女共同参画・共生社会推進統括官 (公の施設管理)
監査実施日	令和5年9月20日、21日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	【出資金】 (出捐率 50.0%) 15,000,000 円 <公の施設管理> 山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理料 (令和 4 年度) 103,495,669 円
監査の結果	【指導事項】 なし 1 郵便切手類受払簿において、切手を受け入れた日に記載していないものがあった。 2 貸借対照表上の普通預金と金融機関の残高証明書との金額が一致していないものがあった。 3 委託業務契約において、次のとおり不備があった。 ①森の教室緑地管理等業務委託契約において、単価契約を締結しているが予定数量が記載されていない運搬業務について、受託者からの請求に基づき支払われていた。 ②森の教室年間行事作業補助業務委託契約において、支出負担行為同一や見積書に記載されていない運搬業務について、受託者からの請求に基づき支払われていた。 4 消費税及び地方消費税の申告において、課税対象外とすべき一部の取引を誤って課税売上としていた。 <注意事項> 2件

監査対象団体	山梨交通 株式会社
所管部(局)課	県民生活部 交通政策課、教育庁 生涯学習課
監査実施日	令和5年10月20日
事業の概要	【補助金】 ①バス運行対策費補助金 80,367,000 円 ②生活バス路線維持費補助金 (最終バス延長運行分) 644,000 円 ③科学館ソーシャルバス運行費補助金 5,830,225 円
補助の目的	①県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ②甲府市中心市街地の活性化と地域住民の福祉を確保するため、甲府駅始発の最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 ③科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と科学館との間におけるソーシャルバスとしてのバス運行路線の運行に要する経費を予算の範囲内で補助する。
監査の結果	指撥事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	山梨県高等学校体育連盟
所管部(局)課	教育庁 保健体育課
監査実施日	令和5年10月4日
財政的援助等の内 容	[補助金] 学校体育団体等関係事業費補助金 11,387,000 円
補助の目的	学校体育の振興を推進するため、山梨県高等学校校体育連盟が実施する事業に対して予算の範囲内において補助金を交付する。 (1) 各種学校体育大会等開催に関する事業 (2) 全国・関東フロンティア学校体育大会選手派遣に関する事業 (3) 強化合宿、交流試合、技術講習会等に関する事業 (4) 全国高等学校総合体育大会開会式参加選手等服装費補助事業
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	合同会社 丹青やまなし
所管部(局)課	知事政策局 リニア未来創造・推進グループ
監査実施日	令和5年11月10日
財政的援助等の内 容	<公の施設管理> 山梨県立リニア見学センター 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和4年度) 42,208,092 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	やまなしダイバーシティ推進共同事業体
所管部(局)課	県民生活部 県民生活総務課
監査実施日	令和5年10月2日
財政的援助等の内 容	<公の施設管理> 山梨県立やまなし地域づくり交流センター 指定期間 令和3年8月12日～令和7年3月31日 指定管理料(令和4年度) 42,800,899 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ会の会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和5年11月2日
財政的援助等の内 容	<公の施設管理> 山梨県立あゆみの家 指定期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日 指定管理料(令和4年度) 0 円 山梨県立青精福祉センター成人寮 指定期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日 指定管理料(令和4年度) 4,433,000 円 山梨県立青精福祉センター児童寮 指定期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日 指定管理料(令和4年度) 148,444,480 円
監査の結果	[指摘事項] なし

[指導事項]
1 管理運営業務仕様書に暴力団排除措置が定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていない契約書があった。(青精福祉センター)

2	貸借対照表の現金に計上されている金額が、金銭出納帳の年度末残高と一致していなかった。(青精福祉センター)
<注意事項>	1件

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課
監査実施日	令和5年9月15日
財政的援助等の内 容	<公の施設管理> 山梨県御牧南公園 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和4年度) 81,932,000 円 山梨県立飯田野球場 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日 指定管理料(令和4年度) 8,001,271 円
監査の結果	[指摘事項] なし

[指導事項]
事業報告書の管理業務に係る収支決算において、その他費用費が過大に、役員費が過少に計上されていた。(御牧南公園)

監査対象団体	芙蓉建設 株式会社
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課住宅対策室
監査実施日	令和5年11月21日
財政的援助等の内 容	<公の施設管理> 山梨県特定公共賃貸住宅(甲府市内)、山梨県準特定優良賃貸住宅(甲府市内)及び山梨県営住宅(甲府市内9団地) 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 指定管理料(令和4年度) 119,487,922 円
監査の結果	[指摘事項] なし

[指導事項]
管理業務仕様書に基づき、放置自動車調査点検業務仕様書では、年1回以上各県営住宅等団地内の駐車状況について点検結果を記録することとされているが、記録されていなかった。
<注意事項> 1件

別紙 2

監査対象団体 見	公益財団法人 山梨県国際交流協会 当協会は、県・市町村及び民間団体等から基本財産の造成を目的として出捐を受けている。公益法人会計基準によれば、こうした出捐金については貸借対照表上、指定正味財産に区分することとされているが、令和4年度の決算においては一般正味財産に区分されている。このため、出捐した団体等の意思やこれまでの経緯を踏まえて適正な区分にしよう検討されたい。
-------------	--

監査対象団体 見	株式会社 清里の茶管理公社 前回監査で指摘した貸倒懸念債権に係る貸倒引当金の計上については改善されていたが、それ以外の長期未収入金については、今回の監査においても債権の内容を検討した貸倒引当金の計上が行われていないものがあった。今後は、企業会計原則に基づき公社の財政状態及び経営成績が明瞭に表示されるよう、全ての長期未収入金について債権の内容を検討のうえ、適正な貸倒引当金を計上するよう努められたい。 また、所管課においては再発防止を図られるよう、適切に指導されたい。
-------------	--

令和5年度 行政監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した令和5年度における行政監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

1 テーマ

防災対策資機材等の整備・管理状況並びに執務室の安全対策について

2 目的

近年、大規模な地震や集中豪雨等の災害が全国各地で発生しており、本県においても南権下方地震をはじめ、活断層地震や豪雨、富士山噴火等の発生が危惧されるなど、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和2年度には、「本県の県有施設における利用者等の安全対策の取組状況」をテーマに、災害発生時における施設利用者や職員の安全を確保するための施設点検などの安全対策について検証する監査を行ったところである。

加えて、本年度は、災害発生時に避難住民への支援などが円滑に実施されるよう、「山梨県地域防災計画」(以下「県防災計画」という。)に定められた防災資機材等の整備及び管理の状況を確認するとともに、防災資機材等の供給が適切に行われる体制が確保されているかの確認を行い、被害の拡大防止や早期復旧に向けた取組の確保に資するため、監査を実施した。

3 監査の着眼点

【防災資機材等の整備・管理状況】

- (1) 防災資機材及び食糧・水の調達は適切に行われているか。
 - (2) 防災資機材及び食糧・水は使用可能な状況にあるか。
 - (3) 防災資機材及び食糧・水は運搬可能な状態で保管されているか(転倒防止対策等)。
 - (4) 防災資機材及び食糧・水の保管場所は災害想定区域内ではないか。
 - (5) 防災資機材の点検責任者を定め、点検整備計画を作成しているか。
 - (6) 防災資機材を使用した訓練等が定期的に行われているか。
 - (7) 防災資機材等の供給に係る運営体制が整えられ、訓練等が行われているか。
- 【執務室の安全対策】
- (8) 執務室の安全対策(重量物の転倒防止対策等)はなされているか。

4 対象事務及び対象機関

(1) 対象事務
県災害対策本部、広域救援活動拠点(県立防災安全センター)及び地方連絡本部(地域県民センター)における防災資機材や食糧・水の調達、保管管理、点検、訓練、並びに執務室に係る安全対策

③ 所掌事務

- 主なものとは以下のとおり
 - i 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ii 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った対策の実施
 - iii 災害予防及び被災者の救助・救護等の災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整
 - iv 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
 - v 国、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
 - vi 市町村からの要請による物資等の供給、輸送及び備蓄物資の放出
 - vii 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
 - viii 緊急輸送道路の確保及び調整 等
- なお、地方連絡本部の範囲内で対策を実施、又は調整できる事務は、地方連絡本部において対処する。

(2) 地方連絡本部（地域県民センター等）における防災資機材等の備蓄

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

- ＜地方連絡本部に備蓄される資機材等＞
 - ア 備蓄資機材（地域住民用：市町村の不足分の補助用）
 - 簡易トイレ 24台 要配慮者用簡易トイレ 8台 発電機 58台 ハイブリッド式発電機 6台
 - 投光器 28台 ハルーン式投光器 9台 尿尿処理用消耗品 10,100枚 フルーツ 3,200枚
 - 毛布（真空包装）6,000枚
 - イ 食糧、飲料水（本部要員用）
 - 食糧 6,300食 飲料水 6,300リットル

(3) 広域救援活動拠点（県立防災安全センター）における防災資機材等の備蓄

県立防災安全センターは、大規模災害時の防災資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるように、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

- ＜広域救援活動拠点に備蓄される資機材＞
 - 大型トラック 11張 テント 18張 トム型テント 8張 組立式水槽 5台 連結式水のう 1台 発動発電機 21台 大型発電機 2台 小型発電機 16台 ハイブリッド式発電機 2台 チェーンソー 1台 救命ボート 1台 林野火災用空中消火用水機 1台 要配慮者用簡易トイレ 2台 リヤカー 2台 一輪車 3台 軽可搬ボート 2台 ベッド兼用タンク 50台 緊急時飲料水製造設備 1機 ろ水機 16台 小型浄水器 2器 可搬型浄水器 2台 酸素自動発生機 4機 投光器 53台 ハルーン式投光器 2台 作業灯 116台 コードリール 74台 移動式炊飯器 20台 フルーツ 660枚 毛布（真空包装）2,940枚 尿尿処理用消耗品 2,500枚

(4) 防災資機材等の点検、訓練

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め点検整備計画を作成し、点検整備を実施するものとする（規格ごとの数量確認、不良品取替、機能試験実施等）。
地方連絡本部単位の地震防災応急訓練を実施する（市町村との情報収集伝達、避難指示の実施等を含む訓練）。

第3 監査結果

【防災資機材等の整備・管理状況】

(1) 防災資機材及び食糧・水の調達は適切に行われているか。

県防災計画に定められた地方連絡本部（以下「地方本部」という。）、県立防災安全センターに備えるべき防災資機材等のほか、県防災計画には定めのない県災害対策本部（以下「県本部」という。）用の防災資機材等が、防災危機管理課において調達され、防災危機管理課及び各施設において台帳管理されている。
防災危機管理課の台帳に基づく令和4年度末の備蓄状況は以下の表のとおりである。

＜地方連絡本部等＞		中北地域 県民センター		東東地域 県民センター		東部地域 県民センター		富士・東部地域 県民センター		リエソソ用 各		県防災計画 A
品名	所属・場所	北巨摩各庁	東山梨各庁	南巨摩各庁	西八代各庁	南都賀各庁	富士原田各庁	東八代各庁	計	①		
備蓄資機材（市町村支援用）												
簡易トイレ	台	5	5	2	3	5	5	4	—	24	24	
要配慮者用簡易トイレ	台	2	2	2	—	2	—	—	—	8	8	
発電機	台	10	16	13	5	13	5	5	—	62	58	
投光器	台	4	8	4	4	4	4	4	—	28	28	
ハルーン式投光器	台	2	2	3	—	2	—	—	—	9	9	
尿尿処理用消耗品	枚	2,500	2,500	1,600	1,000	2,500	—	—	—	10,100	10,100	
フルーツ	枚	800	810	800	—	760	—	—	—	3,170	3,200	
毛布	枚	2,400	1,200	—	—	1,170	—	—	—	3,984	6,000	
食糧、飲料水（本部専用）	食	150人	300人	150人	150人	150人	150人	150人	60人	9,849	6,300	
飲料水	リ	1,440	2,816	1,440	1,120	1,504	1,032	1,032	597	9,849	6,300	
		900	1,800	960	756	900	648	648	372	6,336	6,300	
品名	所属・場所	県本部 防災倉庫 ②	防災危機 管理課 備蓄計画 日	備蓄 計画 ①+② 総数A+B	備蓄 計画 A+B							
備蓄資機材（市町村支援用）												
簡易トイレ	台	—	3	27	24							
要配慮者用簡易トイレ	台	—	8	70	58							
発電機	台	—	8	36	28							
投光器	台	—	8	9	9							
ハルーン式投光器	台	—	—	10,100	10,100							
尿尿処理用消耗品	枚	—	—	3,170	3,200							
フルーツ	枚	—	—	10,494	6,000							
毛布	枚	—	—	6,500	1,760							
食糧、飲料水（本部専用）	食	—	—	15,293	10,200							
飲料水	リ	—	—	3,924	10,260							

※本庁550人＋中北建設00人

地方本部及び東八代合同庁舎の防災資機材は、災害発生時の市町村への供給を目的とし、各合同庁舎へ分散して備蓄している。県防災計画と比べ「ブルーシート」が若干少ないものの、概ね計画数量が整備・保管されている。

備蓄食糧・水は、防災危機管理課において地方本部、県本部等の職員用として、表記載の人数(1,760人)の2日分(一人1日当たり食糧は3食、水は3L)を備蓄する計画としており、いずれも計画を超えて備蓄されている。

このほか、県防災計画には無いが、防災新館には「発電機」等が備蓄されている。

また、表には記載していないが、各地方本部独自に「寝袋」「卓上コンロ」など、県本部用として防災新館に「ペットレス」「テント」などの備蓄が行われている。

＜県立防災安全センター＞

品名	県立防災安全センター	県防災計画	品名	県立防災安全センター	県防災計画
大型テント	1	1	ベント兼用担架	50	50
テント	5	18	緊急時飲料水製造設備	1	1
災害拠点用テント(ドーム)	8	8	ろ水機	15	16
組立式水槽	5	5	小型浄水器(可搬型含む)	5	4
連結式水のおう	1	1	酸素自動発生機	4	4
発動発電機	21	21	投光器	57	53
大型発電機	2	2	ハイルーンプ投光器	11	2
小型発電機(ハイブリッド式含む)	17	18	作業灯	116	116
チェーンソー	1	1	コードリール	74	74
救命ボート	1	1	移動式炊飯器	20	20
林野火災用空中消火用水機	1	1	ブルーシート	880	680
要配慮者用簡易トイレ	2	2	毛布	2,460	2,940
リヤカー	2	2	廃棄処理用消耗品	2,500	2,500
一輪車	3	3	段ボールベンチ	2,500	2,500
軽可搬ボンプ	2	2		100	0

県立防災安全センターの資機材は、センターが災害発生時の広域救援活動拠点として機能することを目的として備蓄されている。県防災計画と比べ「テント」「小型発電機」「ろ水機」「毛布」が若干少ないものの、概ね計画数量が整備・保管されている。

対象施設における資機材等の選定や調達は防災危機管理課で行っており、食糧の更新に当たっては、「乾パン」から「アルファ米」や火や電気を使わずに加熱・加温ができる「カレールイス」などへの切り替えを行うとともに、災害時の対応を強化するために県防災計画に無い「段ボールベンチ」が備蓄されるなど、調達品目の見直しが行われている。

防災資機材等の在庫確認は、2、3年に一度実施している県立防災安全センターを除く全ての施設で、毎年度、防災訓練時や年度末に行われている。

今回、防災資機材の数量確認に当たっては、防災危機管理課の台帳に基づき行ったが、入庫日の記載誤りや、台帳記載がされていないものがあつた。また、台帳では富士吉田合同庁舎に備蓄されている防災資機材の一部(簡易トイレ4台、投光器4台、発電機2台)が北都留合同庁舎に備蓄されており、防災危機管理課の台帳と細照があつた。

なお、発電機を稼働させるために必要な燃料は備蓄せず、災害時には県石油協同組合との協定に基づき供給を受けることとされている。

(2) 防災資機材及び食糧・水は使用可能な状況にあるか。

備蓄食糧・水については、全て消費期限内であり、定期的に更新されている。更新時には、炊き出し訓練での活用やフードバンクへの提供、断水時のトイレ用水としての保管延長など有効活用が図られていた。

一方、資機材については、これまで更新が行われておらず、2施設において使用できないものがあつた。

(3) 防災資機材及び食糧・水は運搬可能な状況で保管されているか(転倒防止対策等)。

保管場所は、以下のとおり建物内の倉庫や機械室、敷地内の車庫や倉庫等となっている。

施設名	保管場所
北巨摩合同庁舎	庁舎内倉庫・機械室、敷地内車庫・倉庫
東山梨合同庁舎	敷地内倉庫、庁舎内発電機室
南巨摩合同庁舎	敷地内倉庫、庁舎内3階倉庫
西八代合同庁舎	敷地内倉庫
南都留合同庁舎	庁舎内4階倉庫、庁舎付属棟倉庫
富士吉田合同庁舎	敷地内倉庫
防災新館	庁舎内4階倉庫、地下1階倉庫
東八代合同庁舎	庁舎内2階倉庫
県立防災安全センター	庁舎内倉庫

建物内の保管場所は耐震対策がなされているが、敷地内に設置された保管場所の中には耐震性が不明のものがあつた。

また、全ての保管場所において、周囲に倒壊のおそれのある建物はなく、破損や雨漏りはしておらず、盗難対策として施錠されている。

保管場所内の転倒防止対策等については、全ての施設において、平積み(対策の必要無し)、若しくは80%以上の対策が講じられているが、保管場所内に他の物が置かれ、すぐに出できない資機材があると回答した施設も1施設あつた。

(4) 防災資機材及び食糧・水の保管場所は災害想定区域内ではないか。

以下の5施設が洪水浸水想定区域にある。

- 北巨摩合同庁舎、南巨摩合同庁舎、西八代合同庁舎、県立防災安全センター、東八代合同庁舎

これらの施設では、対策として、2施設が浸水想定より高い場所に保管しており、3施設は災害発生予想時に施設内の高い階若しくは近隣の果施設へ運搬するとしている。

(5) 防災資機材の点検責任者を定め、点検整備計画を作成して実施しているか。

防災資機材の点検は、2、3年に一度実施している県立防災安全センターを除く全ての施設で、毎年度、防災訓練時等に行われている。

一方、県防災計画において、防災資機材の保管機関に求められている点検責任者の配置と点検整備計画の作成については、県本部及び地方本部が県防災計画で明示された機関でないため、いずれも行われていなかった。

(6) 防災資機材を使用した訓練等が定期的に行われているか。

地方本部の設置される各地域県民センターにおいては、防災訓練時に資機材を用いた訓練を実施している。県立防災安全センターでは、近年の災害発生状況を踏まえた訓練を不定期で実施している。

(7) 防災資機材等の供給に係る運営体制が整えられ、訓練等が行われているか。

各地方本部備置資機材の市町村への供給は、「物資班マニュアル」によると原則として「物資調達・輸送支援システム」による市町村からの要請を受けた県本部が決定し、地方本部へ指示がなされることとなっている。

訓練については、各地方本部では実施していないが、前述のシステム上で市町村から県本部への要請を受け供給する流れについて行われている。

【執務室の安全対策】

(8) 執務室の安全対策（重物の転倒防止対策等）はなされているか。

対象機関は269だが、複数の執務室を有する機関があるため、回答数は対象機関数より多い295となっている。

※「執務室」とは職員が常駐して執務している場所（教室、倉庫、学校の体育館・講堂対象外）

ア 執務室に設置している備品等の転倒、落下防止対策を講じているか。

約7割（207）の執務室において80%以上の備品などに対して対策を講じている。

項	目	該当する執務室数	割合
①	対策を講じてある	145	49.2
②	一部（概ね20%）の対策を講じていない	62	21.0
③	一部（概ね50%）の対策を講じていない	30	10.2
④	一部（概ね80%）の対策を講じていない	19	6.4
⑤	対策を全く講じていない	32	10.8
⑥	対象となる備品等がない	7	2.4
	合計	295	

イ アにおいて「②～④一部（概ね20%～80%）の対策を講じていない」又は「⑤対策を全く講じていない」は、その理由を①～⑤の中から選択

項	目	該当する執務室数	割合
①	優先順位をつけるなど、計画的に行っている	62	43.3
②	費用がかかり、予算等の確保が困難	12	8.4
③	対策を行う時間的余裕がない	10	7.0
④	一時的な保管・設置のための備品	7	4.9
⑤	その他	52	36.4
	合計	143	

(5)その他の主な理由)

- ・転倒防止措置が必要との認識がなかったため。
- ・職員から離れたところに設置されている備品であり、地震により転倒等があった場合でも、職員に被害を与える可能性がなかったため。
- ・実際に設置されているなど固定が難しい箇所があるため。
- ・借受財産であり、転倒防止器具で固定するための壁等への穴開けが困難であるため。

ウ 職員の中に災害対策本部要員がいるか。

項	目	該当する執務室数	割合
①	いる	121	41.0
②	いない	174	59.0
	合計	295	

※ 本部要員がいる執務室（121）と対策状況との関連をみると、約8割（94）の執務室において概ね80%以上の備品に対して対策を講じている。

項	目	該当する執務室数	割合
①	対策を講じてある	69	57.0
②	一部（概ね20%）講じていない	25	20.7
③	一部（概ね50%）講じていない	13	10.7
④	一部（概ね80%）講じていない	7	5.8
⑤	対策を全く講じていない	7	5.8
⑥	対象となる備品等がない	0	0
	合計	121	

工 災害発生時も、執務室内で行わなければならない非常時優先業務があるか。

項 目	該当する執務室数	割合
① ある	207	70.2
② ない	88	29.8
合計	295	

※ 非常時優先業務が行われる執務室（207）と対策状況との関連をみると、約7割（145）の執務室において概ね80%以上の備品に対して対策を講じている。

項 目	該当する執務室数	割合
① 対策を講じてある	106	51.2
② 一部（概ね20%講じていない）	39	18.8
③ 一部（概ね50%講じていない）	18	8.7
④ 一部（概ね80%講じていない）	14	6.8
⑤ 対策を全く講じていない	29	14.0
⑥ 対象となる備品等がない	1	0.5
合計	207	

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 防災資機材等の備蓄数量の見直しについて

監査対象とした5機関(9施設)においては、県防災計画等に定められた品目や数量が概ね適正に備蓄されていた。

しかし、各地方本部の食糧・水を除く防災資機材数は、県全体の備蓄数を機械的に分散したもののことであり、リスクを分散するメリットは認められるが、市町村への迅速な供給を考え、管内市町村の人口や被害想定、備蓄状況も勘案した数量への見直しを検討されたい。

また、食糧・水の備蓄については、災害対応職員用として、対応の長期化や本県以外の応援職員用の余裕分を含め1,760人分（本庁550、各合同庁舎150等）を備蓄する計画であるが、県本部統括部職員227人に対して550人分、東山梨合同庁舎のみが300人分となっているなど、災害発生時の要員数と合致していないと思われる。県全体に分散備蓄する意義は理解できるが、各地域における災害に確実に対応するためにも県本部、地方本部の要員数に応じた備蓄数量への見直しを検討されたい。

2 防災資機材等台帳の正確な記載について

防災資機材等については、防災危機管理課及び各備蓄施設においてそれぞれ台帳が作成されている。

しかしながら、防災危機管理課の台帳において、記載誤りや記載漏れがあった。また、防災危機管理課の台帳と違う場所に備蓄されている資機材があった。

防災資機材は、地方本部独自で市町村に対して供給することは原則なく、市町村から県本部への要請を受け、県本部が各地方本部へ指示を出す流れとなっていることを踏まえると、防災危機管理課の台帳における備蓄場所等の誤りは、円滑かつ迅速な防災資機材供給の阻害要因となることから、備蓄品数や設置場所等について各地方本部と情報共有を行い、正確な台帳記載に努められたい。

3 防災資機材等の定期的な更新について

食糧・水については定期的に更新されているが、防災資機材については動かない発電機があるなど更新が行われていない。このため、耐用年数や使用期限を勘案した更新計画の策定について検討されたい。

4 保管場所の防災対策の徹底について

防災資機材等の保管場所の一部において耐震性が不明であるところや、洪水浸水想定区域にあるところがあった。対策として、災害発生予想時に施設内の高い階や近隣の県施設へ運搬するとしているが、効果的な対策とはいえない。令和5年5月に策定した県防災拠点整備基本構想においても課題として挙げられており、既に「大規模災害に備えるための物資備蓄に関する調査業務」を委託し、その中において検討が進められていると承知しているが、合同庁舎に限らず、耐震性があり浸水等災害発生のおそれのない保管場所を検討されたい。

5 防災資機材の点検責任者の配置、点検整備計画の作成について

県防災計画においては、防災資機材の保管機関に点検責任者の設置と点検整備計画の作成を求めているが、実施が必要な主な機関として県本部や地方本部が明示されていないことから、県本部及び各地方本部では、いずれも実施されていない。

しかしながら、防災資機材を保管していることにより、災害時において防災資機材が正常に機能することを担保するためにも点検責任者の設置と点検整備計画の作成について検討されたい。

6 執務室の安全対策の徹底について

執務室の安全対策については、ほとんどの執務室において概ね対策が講じられていた。しかしながら、予算や時間の確保が難しいなどの理由により、対策が進んでいない執務室が3割程度ある。

災害発生時の職員の安全はもちろん県本部や地方本部の運営、非常時優先業務の継続を考えると、全ての執務室において対策を講じることが必要なことから、早急な対応を検討されたい。

7 総合的な意見

各着眼点に応じた意見については、上記1～6で述べたとおりだが、ここでは監査を実施する過程で明らかになった点などを踏まえ、総合的な意見について述べる。

まず、地方本部の業務について、県防災計画と各地方本部の運営マニュアル等に相違があることがわかった。

県防災計画では、地方本部の範囲内で対策を実施・調整できる事務は地方本部において対応することとされており、また、地方本部単位で市町村との情報収集伝達や避難指示の実施などの地震防災応急訓練を実施することとされている。

しかしながら、市町村への防災資機材供給は、原則、県本部の指示を受けて行われる仕組みとなっており、独自の供給についてマニュアル等で想定していない地方本部もあった。

また、災害発生時の市町村の情報収集伝達等の訓練が行われていない地方本部もあった。あるいは県出先機関を通じて本庁担当部署へ報告され、状況が把握される流れとされており、情報収集・伝達をはじめリソース派遣などの支援業務、防災資機材の供給などについては、原則県本部の指示を受けて行うこととされており、ほとんどの地方本部において、独自の判断で対策を実施・調整する事務がマニュアル等で明らかにならず、職員からの聞き取りにおいても明確なイメージを持っていない状況であった。

一方で、各地域県民センターには、地方本部の運営を担うこととなる地域防災幹及び消防・防災の担当者が配置され、平素から、地域における防災意識の普及・啓発、防災リーダーの育成、防災組織の活性化に一定の役割を果たしている。

県防災計画にある「地方本部の範囲内で対策を実施・調整できる事務は地方本部において対応する」とは災害時に臨機応変な対応を示していることだが、平時において災害発生時に必要となる事務を想定し、情報通信技術の進化や普及状況、災害発生時の情報収集・伝達、救助・救援等の具体的な活動内容とその流れを踏まえた上で、真に必要な地方本部の役割や体制を精査し、県防災計画等に位置付けることを検討されたい。

最後になるが、令和6年元日に発生した能登半島地震においては、交通インフラが寸断され、被災地が孤立するとともにライフラインが広範囲にわたり途絶するなど、改めて防災資機材等の重要性が浮き彫りになったところである。本県からも応援要員が派遣されているが、この地震における被害状況や支援物資にかかる被災者ニーズ等への対応状況を検証し、備蓄をはじめとした本県における防災対策の強化につなげることを期待する。

令和5年度行政監査調書①(質問票)

県本部・県民センター・防災安全センター用:Qの末尾に()書きで、回答所属の記載のない設問は、全ての所属が答えること

<調達>

Q 1 備蓄すべき資機材及び食糧・水を計画数量備蓄しているか(備蓄数量を別途資料で提出すること)

- ① 備蓄している ②③の場合(具体的な品目・理由等を入力)
 ② 一部備蓄していない 品目()
 ③ 備蓄していない 理由等()

<管理・共通>

Q 2 備蓄している資機材及び食糧・水の数量・消費期限・耐用年数等を台帳等で管理しているか

- ① 台帳等により全て管理している(管理方法を記入)
 ② 台帳等により数量は管理しているが、使用期限・耐用年数は把握していない
 ③ 台帳等によって管理していない ②③の場合(理由等を入力)

Q 3 現品確認(数量等確認)を定期的に行っているか

- ① 定期的に行っている(10年に1回)防災訓練に合わせて(等具体的な状況を記入)
 ② 不定期で実施している(直近の実施年月日と実施頻期の考え方を記入)
 ③ 行っていない(理由等を記入)

Q 4 備蓄すべき資機材及び食糧・水の数量・品目の見直しを行っているか(例:段ボールボックスの追加等)

- ① 見直しを行っている(定期的に行っている。〇年ごとなど具体的に)
 ② 見直しを行っていない(理由等を記入)
 ③ 選定していない(理由等を入力)

Q 5 食糧や水・資機材の更新にあたっては効果的・効率的な物品を選定しているか(例:更に長期保存可能な水、省電力機器等)

- ① 選定している(具体的な品目名を記入)
 ② 選定していない(理由等を入力)
 ③ 更新を行っていない(理由等を入力)

<管理:食糧・水>

Q 6 食糧・水は消費期限切れとなっていないか(県本部・県民センター)

- ① 全て消費期限内である ②③の場合(理由等を記入)
 ② 一部消費期限が切れているものがある
 ③ 全て消費期限が切れている
 ④ 消費期限を把握していない

Q 7 食糧・水は定期的に更新しているか(県本部・県民センター)

- ① 定期的に行っている(1水〇年に1回、食糧〇年に1回)等具体的な状況を記入)
 ② 定期的に行っていない ②③の場合(理由等を入力)
 ③ その他(具体的な更新方法を記入)

Q 8 更新に当たっては更新される食糧や水を有効活用しているか(県本部・県民センター)

- ① 活用している(具体的な活用方法を記入)
 ② 活用していない(理由等を記入)

<管理:資機材>

Q 9 点検責任者を定めているか

- ① 定めている(所属、職氏名を記入) ②の場合
 ② 定めていない ②の場合
 ① 点検責任者を定めることを知らなかった
 ② 想定は承知していたが定めてなかった(理由等を入力)
 ③ その他(理由等を入力)

Q 10 点検整備計画を作成しているか

- ① 作成している ②の場合
 ② 作成していない ②の場合
 ① 点検整備計画を作成することを知らなかった
 ② 想定は承知していたが作成してなかった(理由等を入力)
 ③ その他(理由等を入力)

Q 11 点検を実施しているか

- ① 定期的を実施している(〇年に1回)
 ② 不定期で実施している(前年度年月日、点検実施頻期の考え方を記入)
 ③ 実施していない(理由等を記入)

Q 12 使用できない資機材はないか

- ① 使用できないものはない ②③の場合
 ② 一部ある ② 修理・更新の必要性は承知しているが予算がない
 ③ 把握していない ③ 計画的に修繕している途中(具体的な計画を記入)
 ④ その他(理由等を入力)

Q 13 資機材の更新を行っているか

- ① 計画的に更新している ①の場合 ② 耐用年数により計画的に更新
 ② 更新を行っていない(理由等を記入) ③ 点検結果により更新
 ④ その他(具体的に記入)

<保管>

Q 14 保管場所はどこか(具体的な場所を記入する)例:防災新機4階・救急内防災備蓄倉庫等

※配置図を提出してください

Q 15 保管場所として選定した理由はなにか(具体的な理由を記入)

Q 16 保管場所の建物の耐震対策を講じているか

- ① 講じている
 ② 講じていない(理由等を記入)

Q17 保管場所の周囲に防護の恐れのある建物はないか（倒壊により撤出できなくなる恐れはないか）

- ① 恐れのある建物がある（具体的に記入）
- ② 恐れのある建物がない

Q18 保管場所に被爆や崩落り等はないか

- ① 被爆等がある（具体的に記入） ①の連名 後継の計画の有無を記入
- ② 被爆等はない

Q19 保管場所の盗難対策を講じているか

- ① 対策を講じている（「施設している」等の具体的な対策を記入）
- ② 対策を講じていない（理由等を記入）

Q20 保管している発着機を動かす燃料の調達方法について対策を講じているか

- ① 対策を講じている（具体的に記入）
- ② 対策を講じていない（理由等を記入）

Q21 保管場所において資機材等の落下防止や崩の転倒防止対策を講じているか

- ① 対策を講じてある
 - ② 一部（概ね20%）の対策を講じていない ②③④⑤の場合
 - ア 養生用シートをかけるなど、部分的に対策を実施
 - イ 費用があまり、予算等の確保が困難
 - ウ 対策を行わずに防犯カメラを設置している
 - エ 定期的な保管・点検のため、備品をその場（理由等を記入）
 - ③ 一部（概ね50%）の対策を講じていない
 - ④ 一部（概ね80%）の対策を講じていない
 - ⑤ 対策を全く講じていない
- ⑥ その他（「平積みのため対策の必要性がない」等の状況や理由を記入）

Q22 保管場所から直ちに撤出できるよう整理しているか

- ① 資機材毎に整理しており、直ちに必要なものを取り出す状況である
- ② 資機材毎に整理しているが、別のもをどかして取り出す必要がある
- ③ 資機材毎に整理していない

Q23 保管場所は災害想定区域内か

- ① 災害想定区域内ではない
- ② 災害想定区域内である

- ②の場合
 - ア 洪水浸水想定区域
 - イ 土砂災害警戒区域
 - ウ その他（具体的に記入）

Q24 災害想定区域内にある場合は防災対策を講じているか

- ① 防災対策を講じている（具体的に記入）
- ② 災害予想時に別の場所へ撤出する（撤出予定場所を記入）
- ③ 特に対策を講じていない（対策を講じることできない理由等を記入）

<運用>

Q25 防災資機材等を使用した訓練は実施しているか

- ① 定期的に実施している（「〇年〇回」等実施状況を記入）
- ② 不定期で実施している（直近の実施年月日と実施時間の考え方を記入）
- ③ 実施していない（理由等を記入）

Q26 市町村が配備している防災資機材等の数値を把握しているか

- ① 全て把握している
- ② 一部把握している（具体的に市町村名を記入）
- ③ 把握していない（理由等を記入）

Q27 防災資機材等の市町村への供給に向けた運送体制を整備しているか

- ① 整備している（具体的な運送体制の資料を提出）
- ② 整備していない（理由等を記入）

Q28 運搬方法も含めた防災資機材等の供給の手順書を作成しているか

- ① 作成している
- ② 作成していない（理由等を記入）

Q29 市町村との連絡を含めた運営訓練は実施しているか（県本部・県民センター）

- ① 実施している
- ② 実施していない（理由等を記入）

Q30 地域防災計画の一般災害種と地震種における組織系統図※について、各地方連絡本部（地域県民センター）と市町村災害対策本部の位置付けが異なるか、それはどのような理由によるものか（県本部）

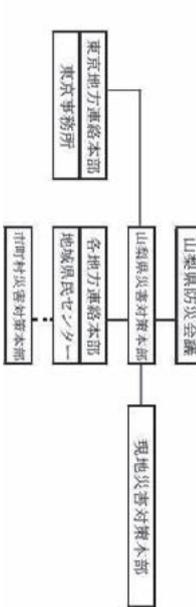
※第2編（一般災害種）第3章（災害応急対策）における組織系統図

ア 組織系統



※第3編（地震種）第3章（地震災害応急対策）における組織系統図

（2）県本部の概要
ア 組織系統



具体的に記入してください